

香川県人権・同和政策協議会（第30回）会議 議事要旨

日 時：令和7年3月25日（火）10：00～12：00

場 所：県庁本館 21階 特別会議室

出席者：岡内委員、岡村委員、岡本委員、金子委員、中西委員、野郷委員、萩池委員、
松本委員、吉井委員、谷川委員、大山委員、淀谷委員

1 開会

<委員19名中12名出席により、協議会開催の定足数充足>

2 議事

(1) 会長、副会長の選任について

会長に金子委員、副会長に大山委員を選任した。

(2) 「香川県人権教育・啓発に関する基本計画」の推進状況について

事務局から計画の推進状況を報告し、令和6年度の事業等について説明の上、審議を行った。（説明資料参照）

○ 主な質疑応答及び意見：p 2～5 参照

(3) 令和6年度県政世論調査等の結果について

「令和6年度 香川県県政世論調査の結果分析」及び「第4回 隣保館利用状況調査結果分析」について、事務局から説明の上、審議を行った。（説明資料参照）

○ 主な質疑応答及び意見：p 6～8 参照

(4) 最近の人権をめぐる動向について

「部落差別のない社会の実現に向けた取組」について、事務局から説明の上、審議を行った。（説明資料参照）

○ 主な質疑応答及び意見：p 8 参照

3 その他

4 閉会

○主な質疑応答及び意見

議事 2 (2) 「香川県人権教育・啓発に関する基本計画」の推進状況について

委員：

予算の総額自体は増えていますが、各項目については減っているところがあり、特に先ほどの御説明を聞きながら見ていた限りでは、19 ページのエイズ対策事業と 20 ページの犯罪被害者支援事業が、令和 6 年度の決算見込額から令和 7 年度当初予算額では大分減っているところがあります。もちろん予算の話ですのでメリハリをつけて、必要なところに予算をつけるというのは分かるのですが、これだけ予算が減って従来どおりのようなことがきちんとできるのかちょっと気になる場所ですので、お話しをいただきたいということが一つ。

もう一つは、22 ページのインターネット上の人権侵害対策について、いわゆるパトロールみたいな形でサイトを見ているということなのですが、実際にこういう書き込みをされて困っているんだというような、具体的な被害者などから何か相談を受けたという事例があるのかお伺いできればと思います。

事務局：

エイズ対策について、予算額が減っているということですが、性感染症と絡めて整理をいたしましたので、エイズ対策単独での見え方が減っているということでごさいます、取組としては継続しております。

事務局：

犯罪被害者支援事業につきましても、予算額が減っているということでごさいます、こちらの方は広報啓発でごさいます。先に御説明をさせていただいたとおり、広報啓発につきましても、関係機関、各種協力団体、犯罪被害者支援センターなどの協力も頂いておさいます、同じものを重ねるのではなく、精査して整理をいたしましたので、予算が減少しているところでごさいます。引き続き、効果的な広報啓発活動の取組を進めてまいりたいと思っております。

事務局：

22 ページのインターネット上の人権侵害対策のうち、インターネット上の監視班の取組についてです。

監視対象は、同和問題に関することとしております。県と市町の担当で監視班を組織し、特定の電子掲示板や SNS の監視を行っているという状況です。

外部の方からの指摘という意味では、関連する民間団体から、対象地域を特定するような差別を助長・誘発するような書込みについては、しっかり監視をしていただいて、削除に向けた取組をお願いしたい、というお話は伺っております。

委員：

予算が減っても従来どおりの活動をしていただけるということで安堵いたしました。

また、インターネット上の書込みについても、一度書き込まれたものはなかなかインターネット空間から無くすのは難しいということは承知しているところですので、引き続き、完全な削除がなかなか難しいのは承知していますが、できる限りこのような差別的な書込み、投稿に対する対策も続けていただければと思います。

会長：

インターネット上の差別事案につきましては、議題（４）でも、追加の御説明があらうかと存じます。

委員：

全体のことでお尋ねしたいのですが、資料の出し方について、最後のところに成果や結果があった方がいいのかなと。

せっかく事業をしていて、その創意工夫した点とかを、よく読めば成果が見えるのですけども、それぞれの課の取組でこういうことをしてきたということで、例えばこんな成果が出た、人権・同和教育課さんでしたら、こういう感想があった、というので結果が分かるのですけど、そういうものが最後にあれば、年度末なので全ては難しいですけど、こういう成果が出つつあったとか、予想される成果ですとか、そのようなものが全てに入ってくれていたら、より分かりやすいのではないかなと思いました。

事務局：

御指摘を踏まえて、できる限り成果の面でも御説明できるような形に見直しをしていきたいと思えます。

会長：

大変建設的な御意見ありがとうございました。私からもそれに関連して、成果とあと課題、今後に解消すべき課題というのが出てきたのであれば、その課題も見せていただいて、いわゆるPDCAサイクルをうまくこの人権行政の中で回していただければなと思えます。

委員：

22ページのインターネット上の人権侵害対策については、令和6年度も予算はついておらず、来年度も特段予算はついていないということでしょうか。

事務局：

予算は特に必要のないものでして、県と市町の職員が、インターネット上の特定のサイトを監視しているということですので、特に予算は計上しておりません。これまでもゼロ予算で取り組んできましたので、今後も引き続き、ゼロ予算で活動を行っていくということです。

委員：

インターネット上の人権侵害は、今後、非常に注目といいますか、大きくなっていくかなという中で、職員の方が時間を見つけてやってらっしゃるのだなとは思いますが、大変だなといいますか、これは今後注目されていくのだろうなと思いましたが、お問合せさせていただきました。

会長

インターネット上の人権侵害について、先ほどの御説明にあったような、ある特定の掲示板を今は見ているということですが、その辺の方法論についても、もう少しやはり拡大が必要ではないかと、いろいろ御検討いただければと存じます。

委員：

障害者差別解消推進事業についてお尋ねしたいと思います。

結構いろいろやっていただいて感謝申し上げたいのですが、9ページの効果のところ、結構効果が出たというように書かれているのですが、これもごく本当に一部だと思うのです。

私もずっと、いろいろと体験してきているのですが、やはりなかなかここに書かれているような効果なんて出ていない。はっきり言うと。

名前を伏せて申し上げたいのですが、ある有名ホテルの駐車場に関して、障害者用の駐車場を取っていただいているのですが、全く障害者用に停められるようなスペースじゃないのです。普通の幅なんです。障害者用に停めるには横幅が必要なのに全く出られない。車椅子の人が出る時はドアを全開にしていなくて出られないと、一度ホテルに申し上げたんです。それから3か月ぐらいして、また用事があってそのホテルに行ったら全然直っていない。費用がかかるというのではなく、線を引き変えたら済むだけのことすらできていないのです。それも有名なホテルですよ。

だから、ここに一生懸命やっていただいて、これだったら相当な効果が出ているように書かれているのですが、やはりもう少し強烈に、きめ細かくやっていただけたらと。

僕も気がついたら言うのですが、なかなか僕らが言ったのでは効き目がないのか、今度効き目がなかったら県の方にお願ひしますので、その時はよろしくお願ひしたいと思います。

事務局：

おっしゃるように、なかなか差別もしくは合理的配慮が足りないという状況は、他の分野も同じかと思いますが、ゼロになるように努めてまいっているのですけれども、まだまだ足りないところもあると承知しておりますので、お声をいただきながら、各分野にも働きかけてまいりたいと考えております。

会長：

今のお話にもありましたとおり、この差別というのは、差別を受けている側でないという実感が湧かないということ、ホテルの方も決して悪気はないと思うんですね。もちろん障害者のことなんか知ったことじゃないということではなく、ただその分からない、本当に分からないという場合、

それが差別に繋がるということはあると思いますので、ぜひその現場の当事者の方の意見、建設的対話というように、障害者の人権の世界では最近言うようになってきていますが、その建設的対話を増やしていったって、一事業者というよりも、事業者の団体、ホテル業界であればそのホテル業界の団体の中で、その情報をみんなで共有していただいて、業界全体としての意識の向上や対応の向上ということを図っていただければ、そういうプロセスといいますか、フレームワークをぜひ県の方で率先して作っていただければ、いい方向に向かうのではないかなと存じます。

委員：

先ほどのインターネットを介したいじめと香川県人権啓発推進会議等の方は、監視しているだけだから予算がないということでしたが、同じ令和6年度の決算で、インターネット有害情報対策事業の、教育委員会総務課、義務教育課、生涯学習・文化財課ですかね、1,671千円の決算ですね。それが、令和7年度の当初予算では553千円に減額されていますが、これはどういうことなのでしょう。

私は人権擁護委員連合会で電話相談を受けております。やはり最近はインターネット上に、誹謗中傷するような差別的な書き込みがたくさん上がってきています。相談も増えています。それで、やはり削除要請等はプロバイダの方にしていくのですが、それよりももっと情報リテラシー、やはり学習の方で、そういった誹謗中傷、人をおとしめるような書き込みはだめだというような、情報リテラシー教育の方が非常に大事な、対策よりも教育の方が大事でないかなと思うのです。これが減額になっているので、決して後退するということではないのだろうと思うのですが、情報リテラシーを小中学生の間から培っていくというような点から、どのようにお考えか教えていただければと思います。

事務局：

こちらにつきましては、条例に基づいて、2年に一度、スマホ関係の調査を実施しております。その調査の年度が令和6年度ということで、この間、金額が上がっているということで、令和7年度調査がございませんので、調査の金額だけ減っているということでございます。

事務局：

情報リテラシーや情報モラルが大事だということはもうおっしゃるとおりかと存じます。

教育委員会の方でもそういった取組を行うのとあわせて、知事部局の方でも、情報モラル・セキュリティ学習の普及啓発や啓蒙活動を行っております。それが22ページの2(2)でございます。こういった内容で、リテラシーですとかモラルの向上といった取組を行っているところでございます。引き続き、取り組んでまいりたいと思います。

会長：

やはりネット上の人権侵害、差別の問題に御関心が高いということが分かりますので、また、来年のこの報告の中で、厚めの御報告をいただければと存じます。

議事（3） 令和6年度県政世論調査等の結果について

委員：

まず資料2からですが、人権全般、同和問題、人権啓発ということで、通時的分析のためには質問項目をある程度固定化し、それについてずっと調査していくということはもちろん大事なのですが、この同和問題以外に、先ほどの議題の中でもあった様々な人権課題がある中で、これ以上質問項目を増やすというのは難しいのかどうかということで、例えばそれこそ、先ほどの議題の中にあつたインターネット上の話でありますとか、そういったことについて、質問を増やすということは、もうこの通時的分析の観点からすると難しいのかなとか、あるいは質問数を多くしすぎると回答率が悪くなるとかですね、様々なところがあるのかもしれませんが、そういったことは御検討になっておられるのかということについてお尋ねしたいということです。

二つ目は隣保館の事業状況について、当然隣保館の成り立ちからすれば、利用者の間口というのがある程度狭められているというのも分かるのですが、香川県として、今後の隣保館のあり方として、今の対象者に対してより深いサービスというふうに行きたいのか、あるいはその対象者をもっと広げる、御提言の中にも一般市民に対する啓発を隣保館でできないかという話もありましたし、私も全然知らなかった100円モーニングというのは現在の隣保館の利用対象世帯以外にもニーズがありうるのかなという気もしますので、もうちょっと間口を広げてやっていくのか、あるいは現状のままの間口で、より深い活動なのか、二者択一ではないと思うのですが、方向性として、県としてどのようにお考えなのか教えていただければと思います。

事務局：

一点目の県政世論調査の調査項目についての御質問です。資料2の1ページの下に調査の内容と書いているのですが、この県政世論調査を毎年やっております、人権に関する調査項目を設けるのが5年に一度ということです。人権問題について以外に、こういった1から5までの調査項目があります。

調査の内容が非常に多岐にわたっておりますので、どうしても質問項目に限られるというところはございます。なおかつ5年に一回ですので、ずっと追いかけていく中で、意識の変化というのを見ていくということが、まずは目的の一つですので、基本的な調査項目は、やはり置いておきたいと考えております。その中で、昨今、特に関心が高いインターネット上の問題については、この県政世論調査の中で関心が上がってきている状況ではあるので、今後そのインターネットに対する関心、県民の意識がどのように変わっていくかということについては、やはり見ていく必要があると思いますので、今後の調査の設問の設定にあたって、十分考慮していきたいと思っております。

質問の二点目の隣保館の活動に関する県としてのあり方、今後の方向性についての御質問です。隣保館は市町が設置している公共施設ですので、基本的には市町のお考えで運営されているということにはなりますが、現状においても、対象地域を拡大していこうという隣保館が非常に増えております。要するに交流事業については、特に地域外の方に来ていただいて、交流をしていただいて、意識の変容を促していくということを実際にやっております。

その一方で、対象地域の方々の生活上の課題に対して、それを解消していくということに関しては、非常にプライバシーの部分にも立ち入っていく問題になってくるので、やはり対象としてのエリア

については、一定の範囲をしっかりと設定してやっていくという形になるのかなと思っております。

ですから、二者択一ではなくて、その事業の目的に応じて、交流が目的であればしっかりPRしていただくと。生活上の課題ということになってくると、しっかり個人と向き合っていくという形でやっていくようになるのかなと思っています。

委員：

確かに隣保館の、その個人の具体的な困り事の対策となると、かなりプライバシーに突っ込んだ部分も出てくるのですが、対象地域の方からすれば、この隣保館の利用状況とか認知状況というのは非常に高いというのは分かるのですが、いわゆる対象としている地域外の人にとって、どの程度の、そもそも隣保館あるいはこういった事業をやっていることについて、どの程度認識されているのが、今回の調査からは少し見えてこない部分もあるので、いわゆる昔から設定されている隣保館利用対象地域外における認知というのも、なかなか調べるのも難しいのかもしれませんが、そうすることでより地域に根差した福祉機関としての隣保館の可能性というのを探ることができるのではないかと思います。

これが5年に一回の調査ですかね。次回の調査の時には難しいのかもしれませんが、対象地域におけるこれまでと同じような調査とともに、対象地域外において隣保館の認知状況とか、活動に対する理解とか、そういうものについても何らか資料が出てくるようなことがあれば、非常に興味深いなと思いましたので御検討いただければなということです。

委員：

資料2で、クロス集計をかけて非常に焦点を絞っているのを拝見して、大変なるほどと、霧が晴れるような思いで御説明を聞いたのですけれども、ただ、子供の結婚への態度という非常に具体的で分かりやすいものが設定されていて、その後、質問が続くからより現実の問題として考える40代とか50代とかが、「分からない」という形で、非常にリアルにお答えになったこともあるのかなと思います。

一方、委員もおっしゃっていた、インターネット上の人権問題について、リテラシー教育こそが予防といいますか、人権侵害を起こさないことだと考えると、インターネット上でこれが侵害になるんだということを教える前提として、人権というものの教育そのものがやはり必要となると思いますので、変わらず若い方への啓発も非常に大事なのではないかなと資料を見ながら感じました。

事務局：

人権教育の重要性はおっしゃるとおりかと思っております。

結婚を意識する世代に対する啓発というのももちろん重要であり、それと同じ程度、いろいろな世代の方に対する啓発というのも変わらず重要だと考えておりますので、対象を特定することなくやっていきたいと思っております。

委員：

資料2の一番最後にあります、啓発媒体としてネットを活用する、それからインターネットを用いた人権侵害への取組とは、具体的にどのような取組をするのか、どのようなことに取り組みたいと

考えているのか教えてほしいと思います。

事務局：

まず、インターネットを活用した啓発については、資料1の10ページをお開きください。四角カッコの中に啓発の媒体を記載しております。ポスター、チラシ、新聞広告といった従来からの媒体に加えて、YouTubeとかTVerあるいはその各種アプリと申しますか、インターネット上のいろいろなアプリ、例えばクックパッドは料理の作り方を教えるアプリなのですが、そういったところでも広告を打てるということになっていきますので、こういったいろいろな媒体を使ってやっていると、若い方は特にこういったものをたくさん見られているという傾向がありますので、そういったところで様々な世代の方に対して押さえていくということを考えております。

インターネットを用いた人権侵害への取組については、先ほど委員さんから御意見をいただいている情報モラルとかリテラシーの問題と、不適切な書込みについては着実に削除をしていくといった両面での取組が重要なと考えております。削除に向けた取組としては、次の議題で県としての取組の対応案を御説明させていただきたいと思っております。

会長：

SNS等の活用につきましては、発信力、インフルエンサーと呼ばれるような人がやはり非常に大きな発信力を持っていますので、ぜひ県のインフルエンスを高めていくと申しますか、何か変なのが流れてるからちょっと他のことを考えちゃおうかなということではなく、はっきり何か面白そうなことをやっている、面白そうな人がしゃべっていると、ちゃんと着目をされるような媒体活用をぜひしていただければと思います。

資料3-1、2で、富島先生の御提言がいくつか出てはいますが、この提言について何か県の方からありますか。

事務局：

富島先生の御提言については、隣保館に対する提言という側面もございます。隣保館については市町の設置する公共施設ということになりますので、市町の担当課長会等の場を活用し、提言内容については我々の方から御説明をしていきたいと考えております。

議事(4) 最近の人権をめぐる動向について

会長：

いわゆる情プラ法は、大変踏み込んだ法律の内容になっていますので、活用の余地も非常に大きいと思っております。この法律を上手く活用していく中で、人権行政、特にこの差別防止に取り組んでいただければと存じます。

「 以 上 」